

非核兵器地帯とは

核兵器のない地域を創出する国際法上の制度である。その意義は、単に地帯内における核兵器の開発、製造や配備を禁止するだけに留まらない。地帯に含まれる国家に対する核攻撃や攻撃の威嚇を行わないことを核保有国に約束させる（「消極的安全保証」の供与）点が重要である。また、地域や関係国間の信頼醸成の発展に貢献する。

世界には5つの現存する非核兵器地帯があり、それぞれが国際条約によって規定されている。南極大陸は、一種の非核兵器地帯である。また、モンゴルは、「一国非核兵器地位」を国連総会で認知させている。



- ラテン・アメリカおよびカリブ地域における核兵器禁止条約(トラットーダ・ラテン・アメリカ)
- 締結署名: 1967年2月14日
- 発効: 1969年4月25日
- 加盟国: 33か国(全加盟国)が署名、批准済

- 南太平洋非核兵器地帯条約(ラロトンガ条約)
- 締結署名: 1985年8月6日
- 発効: 1986年12月11日
- 加盟国: 13か国(地帯が署名、批准済)

- 東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)
- 締結署名: 1995年12月15日
- 発効: 1997年3月27日
- 加盟国: 10か国(全加盟国)が署名、批准済

- アフリカ非核兵器地帯条約(ベラバダ条約)
- 締結署名: 1996年4月11日
- 発効: 2009年7月15日
- 加盟国: 50か国(地帯が署名、39か国が批准済)

- 中央アジア非核兵器地帯条約
- 締結署名: 2006年9月8日
- 発効: 2009年3月21日
- 加盟国: 5か国(全加盟国)が署名、批准済

- モンゴル非核兵器地位
- 1998年12月4日、国連総会決議で「一国非核兵器地位」を認知
- 2000年2月3日、国内法制定

- 南極条約
- 締結署名: 1959年12月1日
- 発効: 1961年6月23日
- 加盟国: 5核兵器国を含む53か国

NEA-NWFZ

北東アジア非核兵器地帯はグローバルな核軍縮にも貢献

NEA-NWFZの設立は、以下の点でグローバルな核兵器廃絶に向けた具体的な貢献となります。

1 地域から核兵器禁止の規範意識を高めることができる。とりわけ、核兵器使用の惨禍を知る地域が主導力を発揮することで、国際的なインパクトが大きい。

2 「核の傘」依存国や核保有を目指す国が、核兵器依存から脱却する範例を示すことができる。そのことによって核保有国が保有の必要性を軽減する。

3 持続的な地域の協調的安全保障の体制作りにつながる。それにより「核兵器のない世界」の安全保障体制に対する信頼感を高めることができる。



長崎大学核兵器廃絶研究センター (RECNA)

〒852-8521 長崎市文教町1-14

TEL 095-819-2164 FAX 095-819-2165

Email: recna_staff@ml.nagasaki-u.ac.jp

http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/

NorthEast Asia Nuclear Weapon Free Zone

北東アジア非核兵器地帯
(NEA-NWFZ)

● 北東アジア非核兵器地帯構想 ●

1990年代半ば以降、研究者やNGOからさまざまな「北東アジア非核兵器地帯 (NEA-NWFZ)」の提案がなされた。その一つが、韓国・北朝鮮・日本の3か国が非核兵器地帯を形成し、この地域にかかわりの深い3つの核保有国(米、露、中)が消極的安全保証を供与する、「スリー・プラス・スリー (3+3)」の6か国条約構想である。

構想が、動き始めた—

地域の平和と安全を増進し、核兵器廃絶というグローバルな目標に貢献する「非核兵器地帯」新しく設立が切望されている地域の一つが北東アジアです。

2016年1月には北朝鮮が4度目となる核実験を行うなど、地域の安全保障環境においては難しい状況が続いています。しかし、こうした状況はむしろ、北東アジア非核兵器地帯設立の必要性と緊急性を強調していると言えるでしょう。適切に考慮された非核化プロセスに北朝鮮が合意する可能性は引き続き十分にあります。研究者・専門家による近年の研究は、非核兵器地帯構想の実現に向けたさまざまな困難を乗り越えるための新しい着想を生み出しています。そうした動きに触発され、国内外のさまざまなレベルで、構想に対する支持や関心が拡大し、状況は動き始めています。



モートン・H・ハルペリン博士

提言

「NEA-NWFZ 設立への包括的アプローチ」

2011年、北朝鮮核問題の解決を目指し、元米大統領特別補佐官のモートン・H・ハルペリン博士が、ノーチラス研究所の委託を受けて「北東アジアの平和と安全保障に関する包括的協定」を提案しました。これは、非核兵器地帯設立を単独で追求するのではなく、地域の平和と安定にかかわるいくつかの懸念事項を同時解決する包括的な協定を作り、その中で非核兵器地帯を実現するというものです。ここでは、「北朝鮮がまず核開発計画を放棄せよ」という姿勢ではなく、北朝鮮が核兵器保有を正当化する理由にさかのぼって、多国間での協議で問題解決を目指します。

この提案を受け、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)では、ハルペリン博士自身を含めた国内外の研究者の協力のもと、包括的アプローチを発展させる研究プロジェクトを立ち上げました。その成果は「提言」の形にまとめられ、2015年5月の核不拡散条約(NPT)再検討会議に並行して開催された国連国際ワークショップで発表されました。「提言」の要旨は次の通りです。

(全文は <http://www.recna.nagasaki-u.ac.jp/recna/asia> に掲載)

1

北東アジアの非核化については、北朝鮮の非核化のみを目指すのではなく、北東アジア非核化に密接に関連したいくつかの懸念の同時解決を目指す「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」の締結を目指すべきである。

包括的枠組み協定には、以下の要素を含むことが考えられます。

- ・朝鮮半島の戦争状態を終わらせ、締約国の相互不可侵などを宣言する
- ・核を含むエネルギー開発の平等な権利を認め、必要な支援をする
- ・北東アジア非核兵器地帯を創設する
- ・常設の「北東アジア安全保障協議会」を設立する

2

北東アジア非核兵器地帯等には、通常の非核兵器地帯が備えるべき諸条件に加えて、次のような特色を備えるべきである。

- (1) 北東アジアには少なくとも6カ国協議参加の6カ国を含む。北朝鮮、韓国、日本が地理的な非核兵器地帯を形成し、米国、ロシア、中国は周辺核兵器国として地帯への通常兵器・核兵器を含む安全の保証を考へる。(2) 化学兵器禁止条約の加盟を義務付ける。(3) 宇宙条約下における宇宙開発の権利を明記する。(4) 北朝鮮には、条約を持って定められた期間内の核爆発装置と関連施設の解体を義務付ける。(5) 発効要件の工夫によって、北朝鮮、韓国、日本それぞれが条約参加へのインセンティブを高める。たとえば、北朝鮮に対して、「日韓の条約批准後3年あるいは5年の期間に北朝鮮が条約に参加しない場合は撤退も可」といった条件付き加盟を許すなどの案が考えられる。

3

6カ国協議を再開し「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」に関する協議を行うべきである。

4

国際的な支援が表面されたこの機会をとらえて、地域の非核兵器国である韓国、日本、あるいはその両国が「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」を含む北東アジア非核兵器地帯設立へのイニシアティブを今こそ発揮すべきである。

5

広島・長崎の被爆と朝鮮半島の分断から70年の節目となる2015年を契機に「北東アジア非核化への包括的枠組み協定」へのプロセスを開始すべきである。

6

日本と韓国は、北東アジア非核化等の設置を目指すことによって、2010年NPT再検討会議で合意した義務を果たし、条約の信頼性の維持に貢献すべきである。

7

関係国は、非核化プロセスが政権交代等で影響を受けないう。独立した非政府機関による「北東アジア非核化専門家グループ」を組織することを検討すべきである。



「ナガサキ・プロセス」始動へ

2016年2月、RECNAは、国内外の専門家とともに、3年間の研究プロジェクトのフォローアップとなる国際ワークショップを長崎で開催しました。ここでは、民間レベルのいわゆる「トラック2」外交の担い手として、NEA-NWFZ設立に向けた推進力を発揮する「北東アジアの平和と安全保障に関する専門家パネル」を2016年秋に立ち上げることが決まりました。日本、韓国、中国、米国、ロシア、モンゴルなどの関係国やテーマに精通した研究機関から専門家が参加します。また、「バグウォッシュ会議」やモンゴルのNGO「ブルーバナー」との連携を通じて、北朝鮮の専門家との対話も模索します。このプロセス全体を「ナガサキ・プロセス」と称します。被爆地からNEA-NWFZの実現に向けた新しいおわりを創ることが目指されています。



ワークショップでの議論の様子(2016年2月)



ワークショップに参加した国内外の専門家(前列左から4人は国連国際法専門員)

さらなる支持の広がり

NEA-NWFZに対する支持は、国内外で広がっています。以下はいくつかの近年の例です。

- ・2013年7月、国連の「軍縮諮問委員会」が、NEA-NWFZ設立のために具体的行動をとることを事務総長に勧告。
- ・2013年9月の国連総会ハイレベル会合で、モンゴルのエルベグドルジ大統領が同政府として初めて、NEA-NWFZの実現可能性などを検討する「非公式ベースの作業を北東アジアの国々」と行う準備ができて」とし支持を表明。
- ・外務省「日本の軍縮・不拡散外交(第六版、平成25年)」は、「3+3構想」について一定の注目を集めている」と初めて具体的に言及。
- ・2014年4月、広島・長崎両市長は、540人を超える国内自治体首長の署名とともに、NEA-NWFZの実現を求める声明を潘基文国連事務総長に提出。
- ・2015年4月、アンジェラ・ケイン国連軍縮問題上級代表(当時)は、第3回「非核兵器地帯条約締約国およびモンゴル」会合の冒頭演説で、「可能性のある3つの地域」の第一番目に北東アジアを挙げ、地域国家、市民社会、関係国際機関との協力を要請。